漱石『こころ』運命を分けた民法

Junko Higasa

まず登場人物の年齢を確認して置こう。
先生が下宿を決めた時は大学の制帽に信用があった。それは帝国大学が一つしかなかった時代である。明治 19 年東京大学は帝国大学となり、明治 30 年に京都帝国大学が設立され、先の帝国大学は東京帝国大学と改称された。ということは先生の帽子に信用があったのは明治 29 年以前ということになる。文部科学省の学校系統図を参考にすると、帝国大学の名称は明治 25 年から。3 年制大学卒業年齢は入学状況によって 23～25 歳と幅があるが、概略で 24 歳と考えてみる。大学は 9 月始まりなので、生まれ月による誤差はあるが、明治 29 年に帝国大学 1 年生とすれば先生は明治 7 年生まれ。「私」は明治 45 年 7/30 時点で 24 歳として、明治 20 年生まれということになろうか。そして先生が大学をあと 1 年で卒業という時に、御嬢さんの卒業も間もなくとある。高等女学校の卒業年齢は 17 歳であるから、御嬢さんは明治 13 年生まれとなるだろう。

これらの推定年齢から考えてみると、先生は明治 14 年制度と 25 年制度の狭間であるが、17 歳で予科卒業、20～21 歳で高等学校卒業となる。「私」は初等中学卒業 16 歳、高等中学卒業 17 歳、高等学校卒業 20～21 歳となるから、大学進学年齢に差はない。先生は明治 24 年に 17 歳。「私」は明治 37 年に 17 歳ということになるので、日露戦争（明治 37 年 2 月 8 日－38 年 9 月 5 日）の時期が受験と重なる。そして小学校は 12 歳卒業なので、K が養子に出たのは中学校にいる 13～17 歳の間である。

家督相続については、明治 6 年 1 月 22 日の太政官布告「華士族家督相続」で長男に限るとされ、これは明治 8 年 5 月 15 日の太政官指令で平民にも適用された。そして明治 31 年 7 月 16 日施行の明治民法第 970 条で「長男単独相続の家督相続に支えられた戸主を家長とする家制度」が確定した。息子が数人いても長男にしか相続権はない。

このように見ると、唯一の子で長男である先生は、生まれた時から家督相続者であり、家督・遺産のすべてを相続できた。K は成績優秀で常に精進し、房州旅行で日蓮上人の話に熱心になったほど、実家の寺の後継者に相応しい人間であったにもかかわらず、次男ゆえに生まれた時から家督はもちろん遺産も相続できない運命にあった。明治 8 年以前であれば、能力優秀な者による相続も可能な時期もあったのであるが。

そして御嬢さんの場合、父は日清戦争（明治 27 年 7 月 25 日－28 年 4 月 17 日）で戦死している。奥さんは、29 年の「1 年ばかり前」即ち終戦後すぐ、夫の所有財産である市ヶ谷の邸を売却して小石川に家を持つことができたので、母娘の生活を守れた。

それから御嬢さんの結婚問題。婚姻については明治民法第 750 条では戸主の同意が必要。第 772 条 1 項では男 30 歳・女 25 歳までは親の同意が必要ということになっているから、奥さんの承諾によって結婚は決定となる。そして先生が大学を卒業するころ施行された明治民法第 970 条には「例外」として第 982 条「死亡戸主に父母がいない場合、同一の戸籍にある配偶者が遺産相続できる」とある。先生は親類と縁を切っているため、親族協議・承諾の必要に該当せず、先生の妻となった御嬢さんは「戸主以外の家族の相続」として父母亡き先生の遺産を第一番に相続できるのである。まさに富国強兵「国力向上」のために変容を迫られた民法が運命を分けたといえる。(2020.6.23)